支給 金額	Н	算出 基礎	算出基礎(未就学児、高齢者7割·8割)	常務理事	事務長	担当者
支給	13					
年月日						

被保険者 家族

療養費支給申請書(あんま・マッサージ用) 年 月分)

1, 40	下記(または添付)の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。												
	被保険	5名			所属				連絡先				
	_												
		<u></u>											
	被保険	被保険者の住所											
			療養を受けた者の氏名				続柄			療	療養を受けた者の生年月日		
	フリガナ					נווטפוו			昭和				
										平成 令和	年	月 日	
被保険						業務上・外、第三者行為の有無							
	発病または負傷年月日 年 月 日				60/17·G				1.業務上 2.第三者行為 3.左記以外				
者欄			田及バスの奴辺 なきま・ついせージ・比圧巫療の										
们則	発症又は負傷の原因及びその経過、あんま・マッサージ・指圧受療の経緯												
		施術した場所(入居施設や住所地特例等、保険証住所地と異なる場合に記載)(訪問施術を受けた方のみ)											
	Ŧ												
	同意 —	同意医師の氏名	1	住所			同意	京年	月日	傷病名		要加療期間	
	記録						年	J	月日				
	初療年月日				施術期間						実日数	請求区分	
	年		自 年	月 日~至		年			B		新規•継続		
		<u> </u>									•	5帰	
	傷病名 及び症状										·中止·転医		
			同意部位	(躯幹)	(右上肢	(左上	技)	(右下肢)	(左下肢)				
		マッサージ(施術料)		施術回数	回		□	回	□	回	-	,_,	
		通所	70,111		リ× 円×					円			
		訪問施術料 1	円×				回= 円						
		訪問施術料 2					回= 円		-				
			•			· · ·							
施術	施	訪問施術料 3	円×			囯=			円 円				
内	術料	訪問施術料 3	円×			田=			円	-			
容・		温罨法(加算)	円×			田=			円				
証明		温罨法•電気光線器	円×		回=		円						
欄(変形徒手矯正術(加	同意部位	(右」	上肢)	(左上肢)	ļ	(右下肢)	(左下肢)				
記		※温罨法との併施は不可				□	E		П	П			
入ま					円×		旦=			円			
た	特別地域(加算)				円×		囯=			円			
は添	往療料				F	円×	囯	=		円			
付	施術報告書交付料(前回支給: 年 月分)				円×			旦=		円			
	費用額計									円			
	施術日i	通所○ 往寮◎ 訪	∄3③				Ţ						
	月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				14 15	5 16 1	17 18 1	9 :	20 21 22	2 23 24	25 26 27	28 29 30 31	
	○往療又は訪問の理由(1.独歩による公共交通機関を使っての外出区												
	上記の通り施術を行い、その費用を領収しました。				保健所登録区分 1.施術所所在地 2.出張専門施術者住所地								
	年 月 日 施術所名												
	所在地 〒												
	免許登録番号			あん摩	【マッサーシ・指	圧師氏名							
				電話番号									

≪あんま・マッサージの施術に係る療養費の取り扱い≫

- ・施術の都度、発行される領収書原本を全て添付してください。(原本は返却いたしません。)必要な方は事前にコピーを取ってください。
- ・初療時、及びその後6ヶ月毎に医師同意書の提出が必要です。
- ・「施術報告交付料」を請求する療養費支給申請書には、施術師より記入された「施術報告書」のコピーを添付ください
- ・初療日から1年以上経過し、かつ、1ヶ月間の施術を受けた回数が16回以上ある方については、 施術師より記入された「施術継続理由・状態記入書」をご提出ください。

【支給対象】

医療上、施術(あんま・マッサージ)を必要とする症例で、医師が施術について同意している。

〈対象症状〉

- •筋麻痺•筋委縮
- •関節拘縮

【支給対象外】

- ・医師が施術について同意していない。※同意を得ていない場合は給付できません。
- •疲労回復や慰安目的
- ・疾病予防のため
- ・仕事中や通勤中の負傷(労災保険の対象)
- ・柔道整復師との重複受診はできません。 あんま・マッサージ指圧師と柔道整復師とでは対象疾患が全く異なりますので 同一疾病に対しての併給はできません。
- ・はり・きゅうとの重複受診はできません。 支給となる対象疾患がはり・きゅうとは異なるため、同一疾病に対しての併給はできません。

【医師の同意書】

- ◎必ず、保険医の診察の上、文書での交付を受けてください。
- ・同意書の有効期限

同意日	同意書の有効期限					
1日から15日	同意月の5ヶ月後の末日まで					
16日から月末	同意月の6ヶ月後の末日まで					

- ・変形徒手矯正術は、毎月医師の同意書が必要です。
- ・再同意の際、施術報告書の交付を求め、交付料を請求する場合、写しを添付ください。
- ・同意書の交付が必要ない月(支給可能な期間)は同意記録を記入ください。